

松伏町町民意見反映手続制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松伏町町民意見反映手続制度（以下「町民意見反映手続制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、町の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに町民の視点に立った開かれた町政を実現することを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において「町民意見反映手続制度」とは、町の施策等立案の過程において、その立案に係る施策等の趣旨、内容等を広く町民等に公表し、これらについて提出された町民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表するこれら一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 町民意見反映手続制度は、町の施策等の立案に対して町民の賛否を問うために行うものではない。

(対象施策等)

第3条 町民意見反映手続制度の対象は、次に掲げる施策等（以下「対象施策等」という。）とする。

- (1) 町の総合的な構想、計画等及び町行政の各施策の基本的な計画等の策定又は重要な変更
- (2) 町民に義務を課し、又は権利を制限する内容を含む条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改正
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 この要綱の規定は、次に掲げる場合に該当する施策等の立案については適用しない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要する場合又は軽微な変更若しくは改正をする場合
- (2) 実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 法令、条例その他の規程により、縦覧及び意見書の提出その他この要綱に定める手続に準じた手続を行う場合
- (4) 審議会等の附属機関又はこれに類する機関が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した報告又は答申に基づき、実施機関が対象施策等を立案する場合

(案の公表)

第5条 実施機関は、対象施策等の立案をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に対象施策等の案を公表する。

2 前項の規定により対象施策等の案の公表をするときは、次に掲げる関係資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 対象施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 対象施策等の案の概要
- (3) 対象施策等の案に関連する次に掲げる資料
 - ア 根拠法令
 - イ 計画等の策定又は変更にあつては、上位の計画等の概要
 - ウ 対象施策等の実施により生ずると予測される影響の程度、範囲等
 - エ 対象施策等を立案するに際して整理した論点
 - オ その他必要な資料

(案の公表方法)

第6条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町政情報コーナー、松伏町中央公民館図書室及び松伏町赤岩地区公民館図書コーナー、実施機関の事務室における閲覧及び配布
- (2) 町のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(意見の提出期間)

第7条 実施機関は、町民等が意見を提出するために必要と判断される時間を勘案し、1箇月以上の意見の提出期間を定め、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

(意見の提出方法)

第8条 実施機関は、意見の提出方法として郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を活用することとし、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

- 2 意見を提出しようとする者は、意見を提出する際に、住所及び氏名、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記しなければならない。

(広聴会の開催)

第9条 実施機関は、意見の収集のため必要があると認めるときは、広聴会を開催することができる。この場合において、次に掲げる事項を対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

- (1) 広聴会の開催の日時及び場所
 - (2) 広聴会において意見を提出することができるものの範囲
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、広聴会の開催に必要な事項
- 2 広聴会において、書面による意見の提出の申出があつた場合には、これを受け付けるものとする。

(意見の取扱い及び意思決定後の対象施策等の公表)

第10条 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、意思決定後の対象施策等、提出された意見に対する町の考え方及び対象施策等の案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。
- 3 実施機関は、提出された意見のうち、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 第5条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(一覧の作成)

第11条 町長は、この要綱による手続を行っている案件の一覧を作成するとともに、町政情報コーナー、松伏町中央公民館図書室及び松伏町赤岩地区公民館図書コーナーに備え付け、かつ、町のホームページに掲載して公表するものとする。

- 2 前項の案件の一覧は、第3条各号の区分ごとに作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 対象施策等の名称
 - (2) 公表日
 - (3) 意見の提出期限
 - (4) 対象施策等の案その他の資料の入手方法及び問合せ先

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以降に行う実施機関の意思決定に係る対象施策等について適用する。ただし、施行日において、既に対象施策等の具体的な策定作業を行っているものについては、適用しない。